

令和7年度 第5回 千葉県県土整備公共事業評価審議会 審議結果一覧

No	所管課	事業名 路線又は箇所名等	事業概要	評価の 理由	審議結果
1	河川整備課	社会資本整備総合交付金 (海岸事業) 北九十九里～一宮海岸	<p>九十九里浜は過去に多くの津波が襲来し、生命・財産等の被害を受けてきた。2011年の東北地方太平洋沖地震による津波被害を受け、復興事業で整備した土堤をコンクリート被覆することにより堤防機能の強化を図るものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費 107億円 ・事業期間 R3年度～R27年度 ・事業延長 12km 	(2)	継続
2	河川整備課	社会資本整備総合交付金 (海岸事業) 九十九里浜侵食対策	<p>九十九里浜は、雄大な海岸景観を織りなし、水産資源の生息空間やレクリエーション活動の場としても利用されている海岸である。一方で砂の供給が減少し、海岸侵食が進んできたことから、砂浜の保全を図るため、養浜や施設整備を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費 340億円 ・事業期間 R3年度～R31年度 ・事業延長 60km 	(2)	継続
3	河川整備課	社会資本整備総合交付金 (河川事業) (一)利根川水系 印旛沼・印旛放水路・長門川	<p>印旛沼は、北印旛沼と西印旛沼にわかれ印旛水路で結ばれており、流域面積は541km²の一級河川である。平成3年、平成8年、平成25年及び令和元年に記録的な水害を受けたことから、治水安全度の向上を図るために、河川整備を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費 465億円 ・事業期間 S51年度～R19年度 ・事業延長 印旛沼29.979km、印旛放水路10.4km 長門川4.275km 	(2)	継続

【評価の理由】①事前評価：事業の計画段階において、事業着手の必要性や妥当性を評価するもの。

②再評価：事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後長期間が経過している事業の事業継続の必要性や妥当性を評価するもの。

※現在事業中で、新たに評価対象となるもの。(国庫補助事業の採択を受けようとする、事業費増により40億円以上となるもの等)

③事後評価：事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、事業評価の結果を今後実施する同種事業の計画等に反映させるもの。

○問合せ先

担当課	電話番号	備考
県土整備政策課	043-223-3121	審議会の運営に関すること
河川整備課	043-223-3151	海岸事業に関すること
河川整備課	043-223-3165	河川事業に関すること

(参考) 千葉県県土整備公共事業評価審議会

- ・設置根拠：千葉県行政組織条例第28条第1項
- ・審議内容：千葉県県土整備部が実施する公共事業の効率化及び、事業着手から完了に至る過程の透明性の一層の向上を図ることを目的として事業の評価を行う